

排水設備工事責任技術者の登録(継続)について

○新規登録者の提出書類等

1. 排水設備工事責任技術者登録申請書(新規)・・・「写真添付されていること」
2. 履歴書
3. 住民票(原本・申請日前3ヶ月以内のもの)、在留カード又は特別永住者証明書の写し
4. 下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験の合格証(コピー)
5. 顔写真1枚(22mm×17mm)・・・「責任技術者手帳添付用」
6. 登録料: 4,000 円

○継続登録者の提出書類等

1. 排水設備工事責任技術者登録申請書(継続)・・・「写真添付されていること」
2. 履歴書
3. 住民票(原本・申請日前3ヶ月以内のもの)、在留カード又は特別永住者証明書の写し
4. 排水設備工事責任技術者証・・・「新しい有効期間記入のため、お預かりします。」
5. 更新講習修了証(コピー)
6. 登録料: 4,000 円

○越谷市排水設備指定工事店に関する規則

(登録の申請)

第16条 協会が実施する試験に合格した者で、責任技術者の登録を受けようとするものは、当該合格した試験が実施された年度の2月1日から同月末日までに、排水設備工事責任技術者登録(継続)申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、責任技術者名簿に登録し、排水設備工事責任技術者証(第7号様式。以下「責任技術者証」という。)を交付する。

3 前項の規定により交付された責任技術者証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(登録の有効期間)

第17条 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から5年とする。

(継続登録の申請)

第18条 責任技術者は、前条の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、協会が実施する更新講習をあらかじめ受講し、その期間満了の日の2箇月前からそ

の期間満了の日の1箇月前までの間に排水設備工事責任技術者登録(継続)申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(3) 責任技術者証

(4) 更新講習修了証

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認めた者に対し、責任技術者証を交付するとともに、責任技術者名簿に引き続き登録する。